



令和8年4月30日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

一般貨物自動車運送事業者の事業停止 及び輸送施設の使用停止処分について

下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施した結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたことから、令和8年4月30日付けで、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

- ・事業者名 : 合同会社安谷屋運送
- ・住所 : 沖縄県豊見城市名嘉地39番地403
- ・代表者名 : 古宇田 和秀

2. 処分内容

- ・処分年月日 : 令和8年4月30日
- ・当該事業者の一般貨物自動車運送事業について、7日間の事業停止処分及び297日車（12両×22日、1両×33日）の車両使用停止処分

3. 違反行為の概要等

令和7年11月21日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、健康診断未受診による運行業務や点呼の実施違反等、合計13件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました（詳細は別紙参照）。

その結果、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け沖縄総合事務局長公示第56号、令和7年3月27日一部改正）（※）4及び5（3）表①に該当。

（※）沖縄総合事務局運輸部HPに掲載しています。

https://www.ogb.go.jp/nyu/gyousei/004155/nyu_gyousei_1

<問い合わせ先>

運輸部監査指導課 具志堅・友利
TEL 098-866-1837（直通）

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年4月30日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合同会社安谷屋運送 沖縄県豊見城市名嘉地39番地403
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県那覇市具志3丁目33番11号
(4)	行政処分又は命令の内容	事業の停止処分7日間及び輸送施設の使用停止処分297日車
(5)	主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項 貨物自動車運送事業法第15条第4項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年11月21日に監査を実施したところ、13件の違反が確認された。</p> <p>(1) 営業所ごとに配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更届出を怠っていたこと。 (貨物自動車運送事業法第9条第3項前段) (貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)</p> <p>(2) 運転者の過労防止に関する措置が不適切であったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)</p> <p>(3) 運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)</p> <p>(4) 有効な自動車検査証の交付を受けずに運行の用に供していた事業用自動車があったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) (道路運送車両法第58条第1項)</p> <p>(5) 定期点検整備を実施していない事業用自動車があったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) (道路運送車両法第48条)</p> <p>(6) 点呼を実施していなかったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)</p> <p>(7) アルコール検知器を備えていなかったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)</p> <p>(8) 業務の記録を行っていなかったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)</p> <p>(9) 運行記録計の記録を怠っていたこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)</p> <p>(10) 運転者台帳の記載に一部不備があったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(11) 運転者に対し、輸送の安全確保について適切な指導監督を怠っていたこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)</p> <p>(12) 社会保険等の加入状況が確認できなかったこと。 (貨物自動車運送事業法第25条) (貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)</p> <p>(13) 事業用自動車に使用者の氏名等の表示がなかったこと。 (道路運送法第95条) (道路運送法施行規則第65条)</p>
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 48点 (事業者) 48点